

令和8年度白山国立公園ニホンジカ被害抑制に向けた捕獲体制構築等調査業務の
企画書審査の手順(案)

1 企画書審査委員会による審査

中部地方環境事務所内に設置する「令和8年度白山国立公園ニホンジカ被害抑制に向けた捕獲体制構築等調査業務に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長	中部地方環境事務所	次長
委員	中部地方環境事務所国立公園課	課長
	中部地方環境事務所総務課	課長
	中部地方環境事務所野生生物課	課長
	白山自然保護官事務所	自然保護官
オブザーバー	中部地方環境事務所総務課	課長補佐

*委員長及び委員並びにオブザーバーは、出席が困難な場合は、同じ課の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和8年度白山国立公園ニホンジカ被害抑制に向けた捕獲体制構築等調査業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添資料2)に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点	25点満点	30点満点
・秀	5点	×2	×3	×4	×5	×6
・優	4点					
・良	3点					
・準良	2点					
・可	1点					
・不可	0点					

(2) (1)の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を中部地方環境事務所総務課長へ報告し、同事務所長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。